



第69期 定時株主総会招集ご通知

株式会社 オートバックスセブン

証券コード：9832

▶ 開催情報

日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
(受付開始午前9時)

場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階
イースト21ホール

裏表紙の株主総会会場案内図をご参照ください。

議 案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

▶ 目次

株主の皆様へ (ご参考) ニュースダイジェスト	1頁～ 3頁～
■ 第69期 定時株主総会招集ご通知	5頁～
■ 第69期 定時株主総会参考書類 (添付書類)	9頁～
■ 第69期 事業報告	26頁～
■ 第69期 連結計算書類	52頁～
■ 第69期 計算書類	59頁～
■ 第69期 監査報告書	65頁～

| 株主の皆様へ



代表取締役社長

湧田 節夫

「クルマのことならオートバックス」と、
お客様から信頼され、ドライバーにとって
欠かすことができないオートバックスへと
進化しつづけてまいります

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を
賜わりまして、心より厚く御礼申しあげます。

当社グループは、お客様から選ばれ続けるオートバックスへとさらに
進化し、継続的な成長を実現するため、新たな経営体制が一丸となって
国内オートバックス事業の改革に邁進する所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループへの変わらぬ
ご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

オートバックスチェン経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

オートバックスセブングループ行動規範

オートバックスセブングループの役員および従業員は、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながら、ともに成長していくことを目指すとともに、以下の「行動規範」を遵守します。

■ お客様に対する姿勢

私たちは、お客様の立場に立ち、その安心・満足・信頼を旨とし、最良の商品・技術・サービスを提供し、お客様のニーズにお応えします。

■ 従業員に対する姿勢

私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、健全な職場環境を追求します。

■ お取引先様に対する姿勢

私たちは、全てのお取引先様と公正な取引関係を構築し、関係法令および契約に従って誠実な取引を行います。

■ 株主・投資家の皆様に対する姿勢

私たちは、上場会社であることを念頭に置き、その社会的責任を自覚し、正確な企業情報を適時・適切に開示することにより、正しい評価・理解をいただきます。

■ 社会に対する姿勢

私たちは、社会の一員であることを自覚し、社会のルールに従うとともに、絶えず変化する社会の期待、要請に応え、より良き社会の実現に向かって行動します。

■ 会社財産に対する姿勢

私たちは、有形・無形を問わず、会社の財産・権利を適正に管理・保護し、不正な使用を行いません。また、他者の財産・権利を尊重します。

■ 反社会的勢力に対する姿勢

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

※平成21年12月25日改訂 「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」より、行動規範のみを抜粋

NEWS DIGEST

ニュースダイジェスト

平成27年4月1日～平成28年3月31日

4月 新たにBMWおよびMINIの正規ディーラーの運営を開始

BMW正規ディーラーである株式会社アウトプラット、その子会社であるMINI正規ディーラーである株式会社アウトプラットモータースの全株式を譲り受け、新たに運営を開始しました。「クルマのことならオートバックス」を目指し、オートバックス事業の収益拡大とともに、新たな事業の開発と育成を推進します。



9月
5月

おかげさまで、お客様に選ばれて 低燃費タイヤ、スタッドレスタイヤ購入先No.1

株式会社日本能率協会総合研究所による「低燃費タイヤに関する調査」において、また「スタッドレスタイヤに関する調査」においてもオートバックスが購入先として選ばれた販売店No.1となりました。



6月

23年ぶりにプライベートブランドオイルを刷新 『AQ. シリーズ』として販売開始

プライベートブランドオイルを新たに『AQ.シリーズ』に刷新しました。車に詳しくないお客様にも選びやすく、こだわりのあるお客様にもご納得いただける、高品質でお買い得なエンジンオイルに生まれ変わりました。



平成27年

4月

5月

6月

8月

9月

4月

日本政策投資銀行「DBJ健康経営格付」で最高のAランクを取得

株式会社日本政策投資銀行が行う「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」において、最高のAランクを取得しました。基本方針としての「健康宣言」を全従業員に周知し、全社統括組織の「健康増進協議会」と実行組織の「健康管理室」を設置することにより、健康組合、産業医、労働組合等と一緒に健康施策を推進する体制を整備している点などが高く評価されました。



7月

インドネシアへ初出店 『オートバックスA.R.ハキム店』オープン

現地企業とライセンス契約を結び、インドネシア1号店となる「オートバックスA.R.ハキム店」を出店しました。インドネシアは経済の成長が著しく、急速に自動車の普及が進んでおり、今後カーアフター市場が拡大するものと考えています。また、日本車のシェアが高く、自動車関連産業において日本ブランドが受け入れられやすい環境ともとらえています。



11月 タブレットを使用した車買取査定システム『査定Dr.(ドクター)』で特許を取得



『オートバックスカーズ』の車買取査定システム『査定Dr.』を使用した査定方法が特許を取得しました。この『査定Dr.』を使用することにより、どのスタッフが査定を行っても、同じ査定金額を算出でき、全国一律の査定価格を実現。お客様も安心して車の査定をお任せいただけます。また、業界で唯一の5日間の査定価格保証で、ゆとりをもってご検討いただけます。

10月

11月

12月

平成28年

1月

2月

3月

11月 厚生労働省「第4回健康寿命をのばそう！アワード」優良賞を受賞

オートバックスグループが加盟するオートバックス健康保険組合は、厚生労働省のスマート・ライフ・プロジェクトが主催する「第4回健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野において、厚生労働省保険局長優良賞を受賞しました。



12月 公道を走れる電気自動車レーシングカー「Tommykaira ZZ」の取扱を開始

GLM株式会社が開発・販売する電気自動車「Tommykaira ZZ」について、東京都内における独占販売契約を締結し『スーパー・オートバックス東京ベイ東雲』(東京都江東区)において販売を開始しました。同車の取扱開始により、車の楽しさに加え環境への配慮についても提案していきます。



1月 フィリピン企業と資本・業務提携



経済の急成長が著しく、急速に自動車の普及が進んでいるフィリピンにおいて、自動車整備事業を開発するMotechグループと提携しました。今後大きな需要が見込めるカー用品の卸小売業および整備事業に参入します。

3月 車の買取に特化した「車買取専門店」を出店



車買取特化型の店舗『オートバックス車買取専門店』を、東京都世田谷区と福岡県福岡市に、2店舗オープンしました。今後はオートバックスが出店していなかった都市部を中心に積極的に出店を進めていく予定です。



株主各位

証券コード：9832
平成28年6月3日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 湧田 節夫

第69期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申しあげます。当日ご出席の際は、お手数ながら、環境問題への配慮の観点から招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
※受付開始時間は午前9時となっております。

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール

3. 目的事項

報告事項

- ①第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ②第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. その他議決権行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席いただけない場合は、郵送（議決権行使書）または、インターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができます。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成28年6月20日（月曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

①郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご送付願います。

②インターネットによる議決権の行使

議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに受信ができるようにご送信願います。

- (2) 郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) 郵送とインターネットにより、重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- (5) 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
- (7) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。（<http://www.autobacs.co.jp>）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。

株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。

● 当日ご出席による議決権行使 ●



株主総会開催日時

**平成28年6月21日(火曜日)
午前10時** [受付開始午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

● 郵送による議決権行使 ●



行使期限

**平成28年6月20日(月曜日)
午後5時50分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

郵送による議決権行使において、各議案に賛否の記載のない場合には、賛成の意思表示があつたものとして取り扱います。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎**0120-652-031** (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎**0120-782-031** (平日9:00～17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

● 電磁的方法(インターネット)による議決権行使 ●



行使期限

**平成28年6月20日(月曜日)
午後5時50分受信分まで**

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

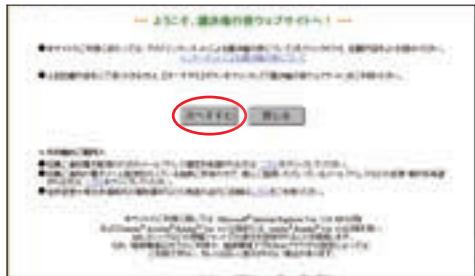


バーコード読み取機能付のスマートフォン又は携帯電話等を利用して左の「二次元コード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

**以降は画面の案内に従って
ご入力ください。**

第69期 定時株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営目標として定めております「連結株主資本配当率（DOE）3%以上」を維持し、経営環境、財務の安定性および収益の状況を総合的に勘案した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金30円

総額 2,521,338,270円

なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり60円となります。

(3) 当該剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月22日

第2号議案

取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は、11頁から20頁のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当
1	小林 喜夫巳	再任	代表取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長
2	松村 晃行	再任	取締役 専務執行役員 東日本営業統括部長
3	平田 功	新任	専務執行役員 経営企画・IR・広報・IT戦略担当
4	小山 直行	新任	専務執行役員 オートバックスチェン副本部長 兼 マーケティング担当
5	熊倉 栄一	新任	常務執行役員 西日本営業統括部長
6	堀井 勇吾	新任	常務執行役員 海外事業担当
7	島崎 憲明	再任 社外取締役 独立役員	取締役
8	小田村 初男	再任 社外取締役 独立役員	取締役
9	高山 与志子	再任 社外取締役 独立役員	取締役

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

2. 島崎憲明、小田村初男および高山与志子の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。

候補者番号

1

こ ば や し
き お み
小林 喜夫巳

(昭和31年2月11日生れ) 満60歳

再 任



在任年数（本総会終結時）

6年

所有する当社株式数

6,100株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長

略歴および重要な兼職の状況

昭和53年 3月 大豊産業株式会社入社（現 株式会社オートバックスセブン）

平成 7年 4月 タイヤ商品部長

平成14年 6月 オペレーティング・オフィサー 海外事業部担当

平成17年 4月 オフィサー 北関東エリア事業部長

平成19年 4月 オフィサー カー用品事業担当

平成20年 6月 執行役員 関西エリア事業部長

平成22年 4月 上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当

平成22年 6月 取締役 上席執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当

平成24年 4月 取締役 常務執行役員 営業統括 兼 エリア戦略担当

平成26年 4月 取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン副本部長

兼 チェン企画統括 兼 店舗子会社戦略担当

平成27年 4月 取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長

平成28年 4月 代表取締役 副社長執行役員 オートバックスチェン本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、海外事業の基盤構築に貢献するとともに、国内のオートバックス事業においても、新規出店や、お客様との新たな関係を構築するマーケティングの強化に積極的に取り組むなど、長年にわたり当社の発展に尽力してまいりました。

その豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定、業務執行および他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

候補者が経営の指揮を執り、国内オートバックス事業の改革を推し進め、海外事業や新規事業の開発・育成により、継続的かつ安定的な成長を目指していくことが最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

取締役就任以来、長期のビジョンである「クルマのことならオートバックス」の実現に向け、オートバックス店舗の強化を最重要課題として取り組んでまいりました。

私たちの自動車関連業界を取り巻く環境は車そのものの進化もめまぐるしく、多くの構造変化がおきています。

このような変化の激しい経営環境に柔軟に機動的に対応し続けることのできる人材育成と組織づくりに取り組み、将来にわたるオートバックスの成長を確実なものとします。

また、新たな成長戦略として、海外事業や車関連分野を中心とした新規事業にも積極的に取り組み、さらなる企業価値向上を目指すことで、株主の皆様の期待に応えてまいります。

候補者番号

まつむら てるゆき

再任

2

松村 晃行

(昭和36年11月25日生れ) 満54歳



在任年数（本総会終結時）

7年

所有する当社株式数

8,863株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、オートバックス事業における車買取・販売や車検の拡大、インターネットを活用した商品やサービスの提供などお客様の利便性の向上に取り組むとともに、新規事業および海外事業の基盤構築に貢献するなど、当社の事業基盤強化に尽力してまいりました。

これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として、重要事項の決定や、他の取締役の業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

オートバックス事業の事業基盤を再強化するため、候補者の豊富な知識と経験を最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

前期は、過去の経験にとらわれることなく、新たな成長戦略でもあります「車関連分野」を中心とした新規事業および「ASEAN」を中心とした海外事業に携わり、BMW・MINIのディーラー事業参入、ASEANエリアでの新規パートナーとの事業展開等を行い、将来に向けての成長基盤づくりと企業価値向上に努めました。

今期は、車検を軸にお客様とつながり、お客様から支持・信頼されるオートバックスグループになれるよう現地・現場で実践し、カー用品・車検整備・車の買取販売を具体的に融合させ、クルマのことならオートバックスを実現するための活動に素早く取り組み、ブランド価値向上に努めてまいります。

当社における地位および担当

取締役 専務執行役員 東日本営業統括部長

略歴および重要な兼職の状況

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 昭和59年 3月 | 当社入社 |
| 平成10年 4月 | 中国運営部 運営部長 |
| 平成14年 6月 | オペレーティング・オフィサー 南日本事業部担当 |
| 平成21年 4月 | 上席執行役員 関東エリア事業部長 |
| 平成21年 6月 | 取締役 上席執行役員 関東エリア事業部長 |
| 平成22年 4月 | 取締役 上席執行役員 店舗販売企画統括 |
| 平成24年 4月 | 取締役 常務執行役員 店舗販売企画統括 兼 IFRS担当 |
| 平成26年 4月 | 取締役 専務執行役員 商品統括 兼 商品企画・Eコマース担当 |
| 平成27年 4月 | 取締役 専務執行役員 海外・新規事業統括 |
| 平成28年 4月 | 取締役 専務執行役員 東日本営業統括部長（現任） |

候補者番号

3

ひらた いさお

平田 功

(昭和35年1月21日生れ) 満56歳

新 任



当社における地位および担当

専務執行役員 経営企画・IR・広報・IT戦略担当

略歴および重要な兼職の状況

昭和57年 3月	当社入社
平成10年 4月	情報システム部長
平成20年 1月	執行役員 IT戦略推進担当
平成23年 4月	執行役員 人事・総務担当
平成24年 4月	上席執行役員 経営企画担当
平成25年 4月	上席執行役員 経営企画・IR・広報担当 兼 事業開発担当
平成26年 4月	常務執行役員 経営企画・IR・広報担当
平成28年 4月	専務執行役員 経営企画・IR・広報・IT戦略担当 (現任)

在任年数 (本総会終結時)

—

所有する当社株式数

4,900株

取締役会への出席状況

—

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、当社事業のシステム基盤構築に貢献するとともに、経営計画の策定と実行においてリーダーシップを発揮してまいりました。

事業戦略とIT戦略を融合させた今後の事業展開と経営計画の推進のため、その豊富な経験と知識を最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

市場環境は厳しさを増し、当社は事業構造の変革を迫られています。「クルマのことならオートバックス」を真に実現し、お客様から更なる信頼を得るため新たな挑戦が必要です。

あわせて事業の効率化や、管理の視点・手法においても従前とは異なる取り組みが必須です。

私は、新任取締役として新しい経営体制のもと、企業変革のスピードアップに貢献し、再成長へと転換することにより、企業価値向上に向けて邁進してまいります。

候補者番号

こ やま な お ゆ き

新 任

4 小山 直行

(昭和46年1月7日生れ) 満45歳



当社における地位および担当

専務執行役員 オートバックスチェン副本部長 兼 マーケティング担当

略歴および重要な兼職の状況

平成 7年 4月 鹿島建設株式会社入社

平成18年 7月 ボストン・コンサルティング・グループ入社

平成24年 2月 当社入社

平成24年 4月 執行役員 アジア市場調査プロジェクト担当

平成25年 4月 執行役員 海外事業企画担当

平成26年 4月 執行役員 海外事業担当

平成28年 4月 専務執行役員 オートバックスチェン副本部長 兼 マーケティング担当 (現任)

在任年数（本総会終結時）

—

所有する当社株式数

2,700株

取締役会への出席状況

—

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、コンサルティングファームにおける企業の経営サポートの経験に加え、当社入社以来、海外事業の基盤再構築や改革をスピードをもって推進してまいりました。

今後、国内のオートバックス事業の改革をスピードをもって推進するため、その豊富な経験とリーダーシップを最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

短期的な視点からは既存事業の数値目標の達成が、中長期的な視点からは既存事業への更新・改善投資、新規事業への投資・育成が重要な経営課題です。私は取締役・執行役員として、それらの実現に向けて自ら事業を推進するとともに適切な助言を行います。

ROE・客数が重要な指標であることを認識しつつ、コーポレート・ガバナンスの一層の充実などについて、これまでの社内外の経験を活かして取り組みます。

候補者番号

5

くまくら えいいち

熊倉 栄一

(昭和37年2月8日生れ) 満54歳

新任



当社における地位および担当

常務執行役員 西日本営業統括部長

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年 3月	当社入社
平成13年 4月	カーエレクトロニクス商品部長
平成21年 4月	執行役員 カー用品事業担当
平成23年 4月	執行役員 関東事業部長
平成27年 4月	執行役員 西日本営業統括部長
平成28年 4月	常務執行役員 西日本営業統括部長（現任）

在任年数（本総会終結時）

—

所有する当社株式数

1,700株

取締役会への出席状況

—

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、国内のオートバックス事業において、商品、営業の分野で多大な実績を残してきたほか、フランチャイズ加盟店との関係構築にも尽力してまいりました。

今後の国内のオートバックス事業の改革に、その豊富な経験とコミュニケーション能力を最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

我社を取り巻く環境の変化、お客様・ライフスタイルの変化等が激しい中で、今後の成長戦略をどう描くかが真に問われていると認識しています。

カー用品のマーケットも縮小傾向にあり、「カー用品のオートバックス」から「クルマのことならオートバックス」にどう変革していくかが課された課題であり、当社の軸となるオートバックスフランチャイズ事業を改革・成長させて行くことが喫緊の使命と受け止めています。

常に、チャレンジ精神・スピードをもった意思決定・実行力向上をモットーにステークホルダーの皆様の期待に応えるよう、役割を全うしてまいります。

候補者番号 ほりい ゆうご

新任

6 堀井 勇吾

(昭和47年6月24日生れ) 満43歳



当社における地位および担当

常務執行役員 海外事業担当

略歴および重要な兼職の状況

- 平成 7年 3月 当社入社
 平成22年 4月 法務部長
 平成24年 4月 執行役員 内部統制担当
 平成25年 4月 執行役員 内部統制・法務担当
 平成27年 4月 執行役員 法務・総務担当
 平成28年 4月 常務執行役員 海外事業担当 (現任)

在任年数（本総会終結時）

-

所有する当社株式数

4,900株

取締役会への出席状況

-

■ 取締役候補者とした理由

候補者は、法務、内部統制などの経営管理の分野において、オートバックスグループのコンプライアンス向上、グループ統制に尽力するとともに、お客様の利便性の向上や新たなサービスの開始など、全社的な取り組みに積極的に携わってまいりました。

当社の海外事業を将来の成長の柱として確立するため、その全社的な視点や推進サポート力を最大限に活かすことが、当社グループにとって最適であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

私は、長年にわたり総務、法務、内部統制の分野において事業を側面から支える業務に携わってまいりました。これまでの経験をもとにコーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組むとともに、成長戦略の一つであるASEANを中心とした海外事業において、長期ビジョンの「クルマのことならオートバックス」の実現を目指し、将来に向けた新たな基盤づくりと事業の成長に取り組むことでステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいります。



当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和44年 4月	住友商事株式会社入社
平成10年 6月	同社 取締役
平成14年 4月	同社 代表取締役 常務取締役
平成15年 1月	金融庁 企業会計審議会委員
平成16年 4月	住友商事株式会社 代表取締役 専務執行役員
平成17年 4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
平成20年 7月	社団法人日本経済団体連合会 企業会計部会長
平成21年 1月	国際財務報告基準財団 (IFRS財団) 評議員
平成21年 7月	住友商事株式会社 特別顧問
平成23年 6月	公益財団法人財務会計基準機構 理事
平成23年 6月	当社 社外取締役 (現任)
平成25年 9月	IFRS財団 アジア・オセニアオフィス アドバイザー (現任)
平成25年 9月	日本公認会計士協会 顧問 (現任)
平成26年 6月	一般社団法人 XBRL Japan 会長 (現任)
平成27年 6月	株式会社U K Cホールディングス 社外取締役 (現任)
平成27年 6月	株式会社ロジネットジャパン 顧問 (現任)

(注) BNPパリバ証券株式会社 経営諮問委員会 委員、日本証券業協会 公益理事 自主規制会議 議長およびSBIホールディングス株式会社 経営諮問委員会 委員につきましては、平成28年6月をもって退任予定であります。

在任年数 (本総会終結時)

5年

所有する当社株式数

5,500株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、事業会社における経理、財務をはじめ、人材開発、リスクマネジメント、経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験と見識を有しております。

また、長年にわたり、企業経営者や会計等に関する公的職務において、業務執行のみならず、監視・監督の役割をも担ってまいりました。

これらの豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者といいました。

■ 株主の皆様へ

2014年度からの中期経営計画は3年目を迎ますが、当社グループの喫緊の課題はオートバックス事業の収益力回復です。計画に掲げた諸課題や成長のシナリオを着実に実行することが急務です。8年ぶりとなる社長交代を予定しており、若返りした新経営体制のもとで、既存事業の強化に加え、将来の柱になる新規事業への取り組みも欠くことはできません。リスク管理や企業統治などについて、企業価値向上の観点から、今までの経験を活かして適切な助言を行ってまいります。

候補者番号

おだむらはつお

8

小田村 初男

(昭和24年11月9日生れ) 満66歳

再任

社外取締役

独立役員



当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和47年 4月	警察庁入庁
昭和57年 4月	在タイ日本国大使館一等書記官
平成 4年 8月	佐賀県警察本部長
平成10年 4月	長野県警察本部長
平成11年 8月	広島県警察本部長
平成13年 9月	近畿管区警察局長
平成14年 4月	警察庁長官房国際部長
平成16年 1月	皇宫警察本部長
平成18年 1月	警察庁退官
平成18年 2月	警察職員生活協同組合 参与
平成18年 6月	財団法人都市防犯研究センター 専務理事
平成20年12月	財団法人交通事故総合分析センター (現 公益財団法人交通事故総合分析センター) 理事長
平成26年 6月	当社 社外取締役 (現任)
平成26年11月	株式会社タイトー 顧問 (現任)

在任年数（本総会終結時）

2年

所有する当社株式数

500株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する豊富な知識と経験を有しております。また、道路交通関連の職務を通じ、交通社会に関する高い見識を有しております。

これらの豊富な経験と見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

国内の新車販売が引き続き落ち込む中、オートアフター市場も大変厳しい環境にあります。また、自動運転技術の進展やITとの融合など自動車関連の技術も大きな変革期にあります。こうした背景のもと、既存ビジネスを着実に進展させるとともに、新たな事業展開を進めていかなければなりません。

コーポレートガバナンス・コードを着実に実行することによる「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る」ことも重要です。これまでの経験と知識を活かしてこれらの課題の解決と会社の発展に貢献したいと考えております。

候補者番号

9

たかやま よしこ
高山 与志子

(昭和31年8月9日生れ) 満59歳

再任

社外取締役

独立役員



当社における地位および担当

社外取締役 独立役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和55年 4月	アメリカ銀行 東京支店 入社
昭和62年 6月	メリルリンチ証券会社 ニューヨーク本社 入社
平成 2年12月	同社 東京支店 ヴァイスプレジデント
平成10年12月	トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズ 東京支店 アジア・パシフィック地域ディレクター
平成13年 6月	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 マネージング・ディレクター
平成15年 3月	同社 マネージング・ディレクター 取締役 (現任)
平成22年10月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事 (現任)
平成22年10月	地方公務員共済組合連合会 資金運用基本問題研究会 委員 (現任)
平成27年 6月	当社 社外取締役 (現任)
平成27年 9月	金融庁・株式会社東京証券取引所 スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議 委員 (現任)
平成27年10月	ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社 代表取締役 (現任)

※平成27年6月24日就任のため、6月23日以前開催のものは除いております。出席すべき定例取締役会は10回、臨時取締役会は3回となります。

在任年数 (本総会終結時)

1年

所有する当社株式数

—

取締役会への出席状況

100% (13/13回)*

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、略歴のとおり、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験に加え、IR、コーポレート・ガバナンスの分野における取締役会評価の支援やIR活動の支援など企業へのコンサルティングの経験と実績を有しております。

これらの豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役および独立役員として、一般株主保護の観点から積極的に発言を行い、また、重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

昨年に引き続き、社外取締役および独立役員として、当社の経営を監督することが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

私は、コーポレート・ガバナンスおよびインベスター・リレーションズの分野において、国内外で多くの経験を積んでまいりました。コーポレートガバナンス・コードをめぐる議論の内容も形式から実践に移る中、これまでの経験・知識を活かして、当社が「豊かなクルマ社会に貢献し、お客様とつながり続ける」という変わらぬミッションのもと、常に進化し、そして、持続的な成長ができるよう、取締役会での議論および経営陣との対話を通して、今後とも貢献したいと思います。

社外取締役候補者に関する特記事項

①社外取締役候補者の独立性

島崎憲明、小田村初男および高山与志子の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、3氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件（平成27年4月1日改定）」（25頁をご参照ください。）を満たしております。

②社外取締役候補者との責任限定契約について

社外取締役候補者の島崎憲明、小田村初男および高山与志子の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任されると、同契約を継続する予定であります。

[責任限定契約の内容の概要]

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める下記 a) および b) の合計金額となります。

- a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
- b) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

③社外取締役候補者と当社との特別の利害関係

社外取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

④社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に、当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当ありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役池永朝昭氏の任期が満了となります。

また、監査役経森康弘氏は、本株主総会終結の時をもって、辞任により退任します。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであり、監査役候補者に関する事項は、22頁から24頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位		
1	住野 耕三	新任		取締役 常務執行役員
2	池永 朝昭	再任	社外監査役 独立役員	監査役

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

2. 池永朝昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定、かつ当社が定める独立性要件を満たしており、独立役員となる予定であります。

候補者番号

すみの こうぞう

新任

1

住野 耕三

(昭和32年10月1日生れ) 満58歳



在任年数（本総会終結時）

—

所有する当社株式数

41,499株

取締役会への出席状況

—

当社における地位

取締役 常務執行役員

略歴および重要な兼職の状況

昭和59年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
昭和60年 6月	当社 入社
平成 7年 2月	商品開発部長
平成12年 6月	取締役 総務部長 兼 人事部、総務部管掌
平成14年 6月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 人事、総務、法務、情報システム担当
平成15年10月	取締役 エグゼクティブ・オフィサー 新規事業開発担当
平成17年 4月	取締役 オフィサー 海外事業戦略推進担当
平成19年 4月	オフィサー 経理担当 兼 情報システム担当
平成19年 5月	株式会社オートバックスシステムソリューション 代表取締役社長
平成20年 6月	執行役員 商品戦略企画担当 兼 カー用品事業担当
平成21年 4月	上席執行役員 商品統括
平成22年 4月	上席執行役員 内部統制担当
平成23年 4月	パルスター株式会社 代表取締役社長
平成26年 6月	取締役 常務執行役員 商品開発担当
平成27年 4月	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 車検・サービス担当 兼 商品開発担当
平成27年10月	取締役 常務執行役員 商品統括 兼 カー用品担当 兼 商品開発担当
平成28年 4月	取締役 常務執行役員 (現任)

■ 監査役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり当社および関係会社の取締役として経営に参画し、オートバックス事業における営業部門や商品部門をはじめ、経営管理、新規事業および海外事業などの広範な分野において実績を積み重ねてまいりました。

当社の監査役として、これらの豊富な知識と経験を活かすことが、当社にとって最適であると判断いたしましたので、監査役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

市場環境並びに企業を取り巻く環境が大きく変化しており、当社においても、その変化への対応が求められます。新たな成長に向け、革新的な経営による積極的な業務の執行が適正な内部統制、コーポレート・ガバナンスのもとで実行される様、監査役として、自身の当社での長年における営業系、管理系での実務経験および子会社での経営等幅広いビジネス経験を活かし、業務監査、会計監査はもとより、取締役会においても忌憚のない意見を述べることにより、当社の健全な経営に寄与するとともに、更なる発展に貢献し、株主の皆様、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう取り組んでまいります。

候補者番号

2

いけなが ともあき

池永 朝昭

(昭和29年10月4日生れ) 満61歳

再任

社外監査役

独立役員



在任年数（本総会終結時）

8年

所有する当社株式数

4,300株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 社外監査役候補者とした理由

候補者は、法律家としての豊富な経験を有し、また特に、内部統制およびコンプライアンス等に関する専門的な知見を有しております。

これらの豊富な経験や知見に基づき、社外監査役ならびに独立役員として、一般株主保護の観点から、適時、発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。

昨年に引き続き、社外監査役ならびに独立役員として、当社の経営を監査することが可能であると判断し、社外監査役候補者といたしました。

■ 株主の皆様へ

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのもとで成長につながるガバナンスの強化の方向性が明確になった今、3期目の社外監査役就任にあたり重責を感じております。

かねてからコーポレートガバナンス・コードに謳われている能動的・積極的な権限の行使を行ってまいりましたが、今後も内部統制とガバナンスの専門家としての知見・経験と当社で学んできた経営の知見を監査業務に活用し、新経営陣に適切な助言を行い当社の成長を促す所存です。

監査役候補者との責任限定契約について

社外監査役候補者の池永朝昭氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任されると、同契約を継続する予定であります。

また、監査役候補者の住野耕三氏が選任されると、同契約を締結する予定であります。

[責任限定契約の内容の概要]

責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める下記 a) および b) の合計金額となります。

- a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
- b) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

社外監査役候補者に関する特記事項

①社外監査役候補者の独立性

池永朝昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件および当社取締役会が定めた「社外役員の独立性要件（平成27年4月1日改定）」（25頁をご参照ください。）を満たしております。

②社外監査役候補者と当社との特別の利害関係

社外監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

③社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に、当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、ならびに当該候補者がその事実の発生予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当ありません。

社外役員の独立性要件

当社の独立役員とは、会社法および会社法施行規則の定めによる社外取締役あるいは社外監査役であるとともに、以下の独立性要件を満たす者をいう。

なお、以下の独立性要件に抵触する事態が発生した時点で、独立性を失うものとする。

① 当社および当社の関係会社（以下、併せてオートバックスセブングループという）ならびに特定の企業等と、次に挙げる利害関係をもたないこと。

（1）当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループから1会計年度あたり1千万円を超える報酬（当社からの役員報酬を除く）、その他の財産を受け取っていないこと。

（2）当事業年度を含む最近3年間に、オートバックスセブングループの監査を担当した監査法人に所属していないこと。

（3）以下の企業等（持株会社を含む）の取締役、執行役（員）、部長などの重要な業務執行者（以下、総称して業務執行取締役等）として従事していないこと。

①当事業年度を含む最近3年間のいずれかにおいて、オートバックスセブングループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、1会計年度あたり、当社あるいは相手先の売上高^{注1}の2%以上となる顧客、取引先^{注2}

②当事業年度を含む最近3年間において、オートバックスセブングループの資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

③当事業年度を含む最近5年間に、当社の大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）である企業等

④オートバックスセブングループが現在大株主（発行済み株式総数の10%以上の保有）となっている企業等

⑤オートバックスセブングループと現在取締役の相互兼任（株式の持合いによる取締役の相互派遣）の関係を有する企業等

②当事業年度を含む最近5年間の、オートバックスセブングループの業務執行取締役等の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。

③第1項に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、あるいは生計を一にしている者でないこと。

④独立役員としての職務を果たすことができないその他の事情を有していないこと。

（注1）「営業収益」など売上高に該当する勘定科目を含む。また、連結会計制度の適用を受けている会社は連結売上高とする。

（注2）1-（2）以外の監査法人、弁護士事務所、およびコンサルタント会社などを含む。

第69期 事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

【事業環境】

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の景気対策の効果もあり企業収益が改善傾向にあったものの、年度後半より世界的に景気減速感が強まり、不透明な状況が続いております。国内の自動車関連消費につきましては、年度初めより新車・中古車販売の不振が継続していることや記録的な暖冬の影響により全般的には需要が低迷し、厳しい状況となりました。

【国内店舗における営業状況】

当連結会計年度における国内オートバックスチェン(フランチャイズチェン加盟法人店舗を含む)の全業態の売上高は、前年同期比で既存店2.3%

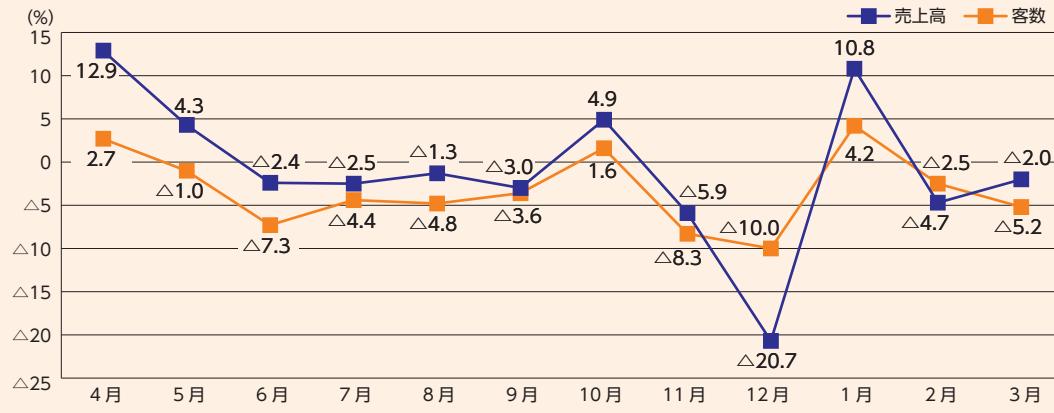
の減少、全店1.5%の減少となりました。

国内オートバックスチェンでは、昨年度に販売を開始したプライベートブランド「A.Q. (オートバックス クオリティ.)」の商品ラインアップをオイル、タイヤ、車内用品、カーエレクトロニクス商品などにおいて拡大し、利便性の高い商品の提供に努めました。また、8種類のサービス工賃を無料にしたメンテナンス会員のメリットを全国的に告知し、「カー用品販売」、「車検・整備」、「車買取・販売」のご案内を行うなど、全てのドライバーと店舗がつながり続けるための取り組みに注力いたしました。

「カー用品販売」は、ドライブレコーダーなどの注目商品の拡販に努めたものの、国内の自動車販売の低迷に伴い、カーナビゲーションや車内アクセサリーなどの需要が減少いたしました。また、

④ 国内オートバックスチェンの売上高および客数の推移

(既存店・前年同月比)



事業環境

消費税増税後の反動減の影響が一巡

暖冬により冬季商品需要が低迷

都市部での降雪により冬季商品需要が増加

2回目以降の車検対象車両の減少

新車販売台数の低迷・個人消費の冷え込み

1月中旬以降に都市部で降雪があったものの、第3四半期における記録的な暖冬の影響によりスタッフドレスタイヤ、ホイール、チェーンなどの冬季商品の売上が減少いたしました。

「車検・整備」は、店舗にご来店いただいたお客様に対するお声掛けや、電話・インターネット予約の推進などにより、車検実施台数は前年同期比2.7%増加の60万4千台となりました。

「車買取・販売」は、カーズ加盟店舗数の増加に合わせ全国規模でのテレビコマーシャルを実施し、特許を取得したシステム「査定Dr.（ドクター）」

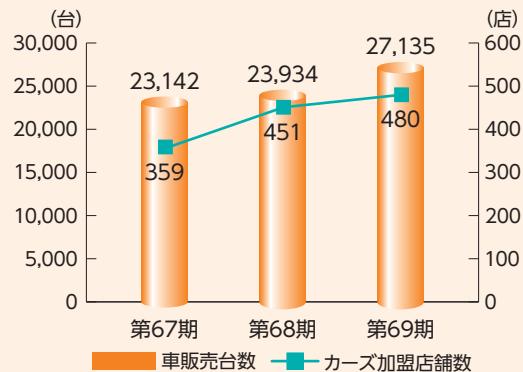
➡ 車検実施台数と指定店舗数※



※指定店舗：指定工場（国に代行して車検を実施することができる工場）を保有する店舗

を利用した査定を強化したことにより、買取台数が増加し、オートオークションなど中古車販売業者向け販売が伸長いたしました。また個人向けの新車・中古車販売も前年実績を上回り、総販売台数は前年同期比13.4%増加の約2万7千台となりました。さらに中古車の買取を強化するため、3月にオートバックス車買取専門店を2店舗出店いたしました。なお、3月末のカーズ加盟店舗は平成27年3月末の451店舗から480店舗に増加いたしました。

➡ 車販売台数とカーズ加盟店舗数の推移



【出退店の状況】

国内における出退店は、新規出店が18店舗、スクラップ＆ビルドやリロケーションが7店舗、退店が5店舗であり、平成28年3月末は599店舗となりました。

◆ 第69期の国内出退店

期末 国内店舗数599店舗

	平成27年 3月31日 現在 店舗数	出店	業態転換・ S/B・R/L + -		退店	平成28年 3月31日 現在 店舗数	増減
オートバックス	492	10	7	7	4	498	6
スーパー	75	0	0	0	0	75	0
オートバックス							
セコハン市場	10	0	0	0	1	9	△1
オートバックス							
エクスプレス	8	4	0	0	0	12	4
オートバックス							
カーズ独立店	1	2	0	0	0	3	2
オートバックス							
車買取専門店	0	2	0	0	0	2	2
合 計	586	18	7	7	5	599	13

(注) 1. インショッピング形態のオートバックスセコハン市場は10拠点で展開しておりますが、店舗数には含めておりません。

2. オートバックスカーズ加盟店は480店舗展開しておりますが、店舗数には含めておりません。

3. S/BおよびR/Lは、スクラップアンドビルトおよびリロケーションを略したものであります。

4. オートバックスカーズ独立店およびオートバックス車買取専門店は、当連結会計年度より店舗数に含めて表示しております。

5. 平成27年3月31日現在のオートバックス店舗数については、Pasar三芳（上り）店を店舗数に含めております。



オートバックス吳阿賀中央店
(広島県吳市)
新規オープン平成27年6月25日



オートバックス車買取専門店
尾山台店
(東京都世田谷区)
新規オープン平成28年3月24日

【連結業績の概況】

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年同期比0.6%減少の2,081億42百万円、売上総利益は前年同期並みの669億68百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比0.4%減少の602億66百万円、営業利益は前年同期比4.6%増加の67億1百万円となりました。経常利益は前年同期比5.7%減少の77億80百万円となりました。これに加え、投資有価証券の売却に伴う特別利益を3億63百万円計上いたしました。また、国内店舗子会社の店舗の減損などによる特別損失を5億85百万円計上いたしました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比5.2%減少の43億71百万円となりました。

■ 売上高



■ 営業利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

<当社>

売上高は、前年同期比5.1%減少の1,582億88百万円となりました。特に第3四半期において国内店舗における冬季商品の売上が減少したことにより卸売売上が減少いたしました。売上総利益は、売上高の減少に伴い前年同期比6.1%減少の325億70百万円となりましたが、カー用品の粗利改善の取り組みなどにより、売上総利益率は前年同期並みとなりました。販売費及び一般管理費は、店舗システムや西日本ロジスティクスセンターの改修に関わる費用が増加したものの、減価償却費の計算方法を定率法から定額法に変えたことによる影響や広告宣伝の方法の見直しなど経費の削減に努めたことにより、前年同期比1.3%減少の254億95百万円となりました。これらの結果、営業利益は前年同期比19.9%減少の70億74百万円となりました。

<国内店舗子会社>

売上高は、前年同期比1.0%増加の685億50百万円、営業損失は前年同期から9億50百万円改善し、9億74百万円となりました。フランチャイズチェン加盟法人店舗の譲り受けによる売上の増加に加え、第4四半期の降雪に伴う売上の増加があったものの、第3四半期は記録的な暖冬によりタイヤをはじめとするカー用品の売上の減少が大きく影響しました。売上総利益は、商品の売上構成の変化や粗利率改善の取り組み等により前年同期に比べ増加いたしました。販売費及び一般管理費は、フランチャイズチェン加盟法人店舗の譲り受けによる増加があったものの、効率的な販売促進費などの活用に努めしたことなどにより減少いたしました。

<海外子会社>

売上高は、前年同期比8.8%減少の91億4百万円、営業利益は30百万円と前年同期と比べ改善いたしました（前年同期は1億77百万円の営業損失）。現地通貨ベースによ

る各国の状況は、フランスは11月のパリにおけるテロ事件以降、客数が減少したものの、収益性の高いオイルやサービス売上の強化、商品価格の見直しなどに加え、在庫活性化などの取り組みにより売上総利益率が改善し、営業利益において黒字となっております。タイは1店舗出店し、また1店舗リロケーションを実施したものの、新車販売台数の低迷や昨年度の不採算店の閉店の影響により売上高が減少いたしました。しかし、売上総利益率の改善と経費のコントロールにより営業損失は前年同期と比べて改善いたしました。シンガポールはサービス売上の比率が増加したことにより売上総利益率が改善したものの、売上高の減少と経費の増加により営業利益は減少いたしました。中国はカー用品の貿易事業が堅調で、経費の削減効果もあり、営業利益が改善し黒字となりました。マレーシアは現地子会社が3店舗出店し、オートバックスブランドの認知度向上に努めております。

<事業子会社>

売上高は、前年同期比38.1%増加の212億63百万円となり、営業利益は前年同期比65.3%減少の18百万円となりました。これは4月より子会社化したBMW正規ディーラーである株式会社アウトプラツツとMINI正規ディーラーである株式会社アウトプラツツモータースの売上高が増加したものの、その他子会社のカー用品の卸売が減少したことによる影響です。

<機能子会社>

売上高は、フランチャイズチェン加盟法人に対する店舗設備のリース売上の増加などにより、前年同期比5.0%増加の32億4百万円となり、営業利益は前年同期比6.8%減少の4億円となりました。

<営業利益における連結調整の内容>

セグメントの営業利益の合算額から連結営業利益への調整額は、プラス1億52百万円となりました。これは、主に当社が国内店舗子会社に卸売りした商品在庫が減少し、未実現利益が実現したことによるものであります。

④ セグメントごとの売上高、営業利益

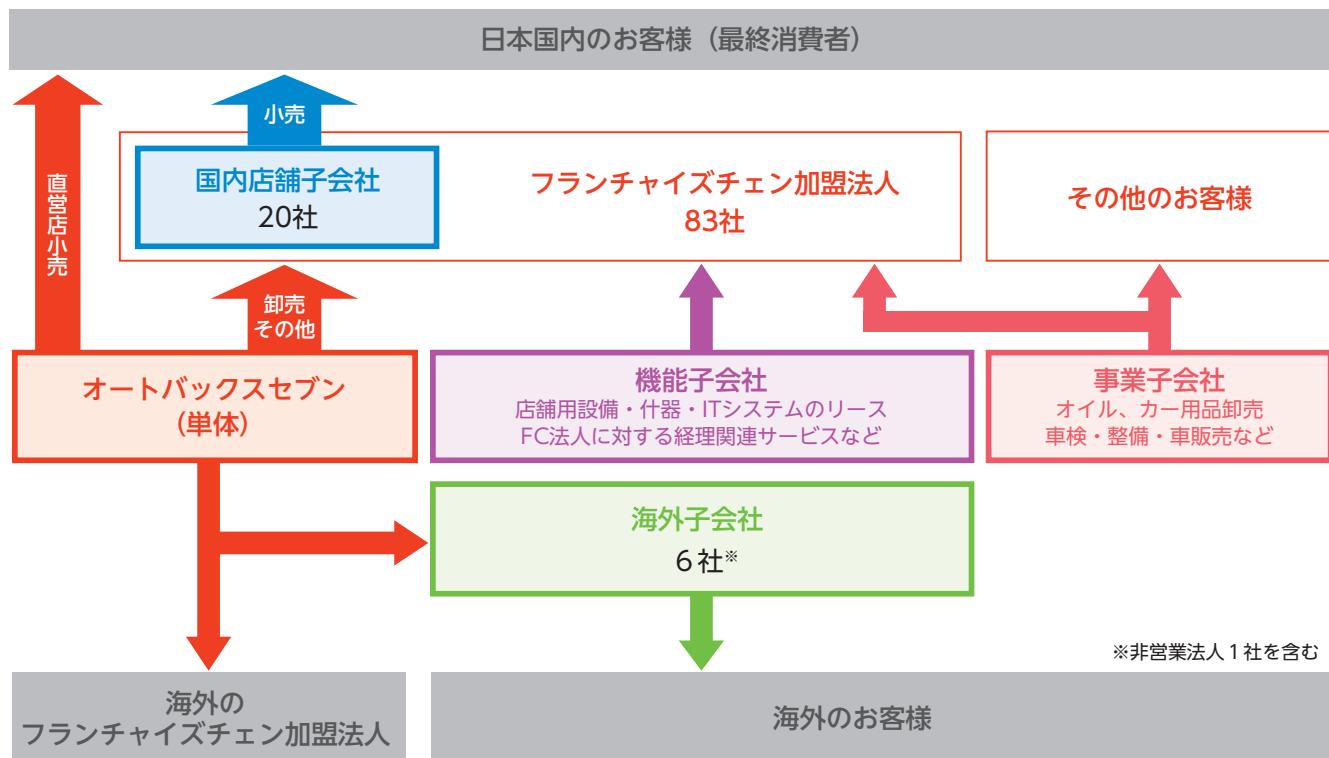
	当社	国内店舗子会社	海外子会社	事業子会社	機能子会社	合計※
売上高 (百万円)	158,288	68,550	9,104	21,263	3,204	260,410
前年比 (%)	△ 5.1	1.0	△ 8.8	38.1	5.0	△ 1.0
営業利益 (百万円)	7,074	△ 974	30	18	400	6,549
前年比 (%)	△ 19.9	—	—	△ 65.3	△ 6.8	△ 9.2

※ 合計は連結調整前の単純合算数値

⑤ 連結上のセグメントについて

当社グループ連結セグメントの概要

(平成28年3月末現在)



【中期経営計画の進捗状況】

国内オートバックス事業におきましては、お客様とつながり続ける関係の構築を目指し、「メンテナンス会員の拡大」および「車検台数の拡大」を最重点施策と位置づけ取り組んでまいりました。

「メンテナンス会員の拡大」におきましては、会員数300万人を目指し、既存のポイントアップカード会員に対してダイレクトメールやレシートクーポンなどによりメンテナンス会員への切り替えを訴求いたしました。また、メンテナンス会員にご入会いただく会員カード売場の全店展開やオイルを中心とした会員向けの特価商材の充実を図り、新規会員を増やしてまいりました。その結果、期限切れによる減少はありましたが、会員数は期初より約40万人増加し、平成28年3月末時点の会員数は約240万人となりました。

「車検台数の拡大」におきましては、平成29年度における車検実施台数80万台を目指し、オートバックスで車検を実施していただいたお客様のリピート率向上に向けた施策を強化いたしました結果、平成28年3月末時点における次回車検の予約台数は約23万台となりました。また、整備資格者の確保や車検オペレーションの効率化など、店舗の車検対応能力の強化を図ってまいりました。

お客様の利便性を高めるオムニチャネル化推進の一環としましては、タイヤ交換予約の実験やオイル交換予約の充実、E-コマースでは取付作業予約ができる商品を拡大するなど、予約を切り口とした店舗、WEB、アプリ、電話窓口といったチャネル間の連携を強化してまいりました。こうした取り組みによりオイル交換の予約件数は前年同期比27%増加し、一定の成果が見られました。

「車買取・販売」におきましては、既存のカーズ加盟店において車の買取に重点を置くとともに、平成28年3月に車買取専門店を出店するなど、買取分野の強化を図っ

てまいりました。また、一部の本部人員を店舗に再配置し、買取・販売力の強化を図る一方、ノウハウの蓄積にも努めてまいりました。

「国内店舗子会社の収益改革」におきましては、タイヤを中心に売価管理を強化するとともに、一部の店舗において在庫の適正化に向けた在庫管理の実験を実施し、翌期において他店舗に展開できる成果がありました。こうした施策につきましては、平成27年度上期における粗利率の向上に大きく寄与しましたが、下期における冬季商品の不振もあり、通期の粗利率は前年度並みとなりました。

「海外事業」におきましては、ASEAN地域を中心に新たな事業展開を積極的に進めました。マレーシアにおきましては、現地子会社により地域密着型の小型店を中心に3店舗を出店し、オートバックスブランドに対する認知度の向上と店舗モデルの構築に努めました。インドネシアにおきましては、現地企業とのサブライセンス契約により2店舗を出店いたしました。フィリピンにおきましては平成28年1月に現地企業と資本・業務提携を行い、多店舗展開や、カー用品の卸売などを実施してまいります。

「国内の新規事業」におきましては、平成27年4月に全株式を取得した株式会社アウトプラツによるBMWディーラー事業および株式会社アウトプラツモータースによるMINIディーラー事業の販売台数およびサービス売上が拡大したことで、収益が向上いたしました。

なお、「2014中期経営計画」におきまして、連結営業利益150億円、連結ROE 8 %を目標に掲げ、主に国内オートバックス事業において「カー用品販売」、「車検・整備」、「車買取・販売」の各施策に取り組んでまいりましたが、平成30年3月期における目標達成は困難であると判断し、中期的な経営目標および戦略、具体的な施策につきましては見直すこといたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に西日本ロジスティクスセンターの改修に伴う機械装置の取得、新規出店に係る建物および構築物の取得のほか、店舗管理システムの導入などの情報システム投資その他に対し総額58億95百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ全体として運転資金需要等に対する借り換え等により資金調達を行いましたが、返済額が調達額を上回ったため、短期借入金、長期借入金および社債の残高が3億64百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、次世代自動車対応など新たなビジネスチャンスが現れつつある一方、国内の既存カーアフター市場は今後も縮小傾向が続くものと想定しております。この厳しい経営環境の変化に適応し続けるため、過去の成功体験にとらわれない変革が必要であるとの認識から、これまでの慣例などに拘らず、迅速かつ果断な意思決定により、新たなチャレンジを奨励する企業風土を醸成してまいります。

当社グループの中核事業である国内オートバックス事業においては、引き続きお客様とつながり続ける関係の構築を目指し、メンテナンス会員を軸とした「カー用品販売」、「車検・整備」および「車買取・販売」の強化に取り組んでまいります。その一方で中長期的な視野に立ち、最重要課題として小売分野を強化し、お客様に支持される業態へと抜本的な見直しを図り、フランチャイズチェン加盟法人店舗を含めた国内オートバックス事業の収益力向上に早急に取り組んでまいります。

また、国内オートバックス事業の構造改革を進める一方で、海外事業や新規事業を開発、育成し、将来にわたる継続的かつ安定的な成長を実現してまいります。

なお、今後の中期的な経営目標および戦略、具体的な施策につきましては、新たな経営体制において検討のうえ決定次第、発表いたします。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区分		第65期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第66期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第67期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第68期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第69期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高	(百万円)	237,342	230,168	231,697	209,454	208,142
営業利益	(百万円)	13,720	12,745	13,944	6,403	6,701
経常利益	(百万円)	15,307	14,472	16,421	8,250	7,780
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		8,402	7,590	9,786	4,609	4,371
1株当たり当期純利益 (円)		252.85	(注) 81.22	107.71	52.83	51.60
総資産	(百万円)	217,948	205,526	201,481	186,531	180,454
純資産	(百万円)	146,193	143,301	144,363	138,553	131,747
自己資本比率 (%)		66.8	69.5	71.5	74.2	72.8
連結株主資本利益率 [ROE] (%)		5.7	5.3	6.8	3.3	3.2
連結配当性向 (%)		57.3	64.0	59.4	113.6	116.3(予定)
連結株主資本配当率 [DOE] (%)		3.3	3.4	4.1	3.7	3.8(予定)

(注) 1. 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益については、第66期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

②当社の財産および損益の状況

区分		第65期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第66期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第67期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第68期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第69期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高	(百万円)	195,601	187,298	183,758	166,828	158,288
営業利益	(百万円)	13,590	13,735	13,330	8,836	7,074
経常利益	(百万円)	15,148	15,231	14,911	11,063	7,565
当期純利益	(百万円)	8,835	8,659	9,370	3,301	3,973
1株当たり当期純利益 (円)		265.80	(注) 92.64	103.10	37.82	46.88
資本金	(百万円)	33,998	33,998	33,998	33,998	33,998
発行済株式総数 (株)		34,251,605	32,650,035	92,950,105	89,950,105	86,950,105
総資産	(百万円)	208,930	196,532	187,912	173,106	165,023
純資産	(百万円)	148,381	146,298	146,441	139,408	132,286

(注) 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

第66期の発行済株式総数については、株式分割前のものを表示しておりますが、1株当たり当期純利益については、第66期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、カー用品等の国内外への卸売・小売販売、車の買取・販売、車検・整備およびローンクレジット事業を行っております。さらにオートバックスグループへの店舗設備のリース、事務処理代行業、および損害保険代理店業を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけおよび事業部門との関連は次のとおりであります。

区分	主要な事業内容
卸売部門	フランチャイズチェン加盟店等に対してカー用品などを卸売しております。主要な商品はタイヤ・ホイールおよびカーエレクトロニクスなどであります。
小売部門	主に一般消費者に対してカー用品等の販売、取付サービスおよび車の整備、車検ならびに車の買取・販売を行っております。主要な店舗ブランド名としましては、オートバックス、スーパー・オートバックス、オートバックスセコハン市場、オートバックスカーズであります。
その他	主にフランチャイズチェン加盟店法人に対する不動産や店舗設備のリースなどであります。

(7) 当社の主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
東日本 営業統括部	千葉県市川市
西日本 営業統括部	大阪市北区
流通センター	東日本ロジスティクスセンター 千葉県市川市 西日本ロジスティクスセンター 兵庫県三木市

(8) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 オートバックス 北海道	札幌市 西区	100百万円	100.0%	カー用品 小売業
オートバックス フランスS.A.S.	フランス ピエールレー	31,888千 ユーロ	100.0%	カー用品 小売業
株式会社 オートバックス フィナンシャル サービス	東京都 江東区	15百万円	100.0%	リース業

(9) 重要な関連会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 ピューマ	富山県 射水市	33百万円	32.5%	カー用品 小売業
株式会社 ファナス	東京都 港区	200百万円	25.0%	カー用品 小売業
株式会社 バッファロー	埼玉県 川口市	510百万円	24.2%	カー用品 小売業

(10) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

(単位：名)

主な部門の名称	使用人数	前連結会計年度比 増減
卸売部門	568 (47)	△16 (-5)
小売部門	3,324 (860)	197 (-13)
全社（共通）	455 (21)	△97 (-)
合計	4,347 (928)	84 (-18)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者は除いております。
 2. 臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
 3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものであります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
935名	△114名	43.9歳	15.9年

(11) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,491
日本生命保険相互会社	500
株式会社三井住友銀行	500

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	328,206,900株
②発行済株式の総数	86,950,105株
	(自己株式2,905,496株含む)
③株主数	37,013名
④大株主の状況（上位10名）	

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ノーザントラストカンパニー (エイブレイフシー)リ・シル・チェスター	6,471	7.69
インターナショナルインベスターズ インターナショナルバリュー		
エクイティートラスト		
株式会社スミノホールディングス	6,268	7.45
公益財団法人在宅医療助成 勇美記念財団	3,990	4.74
ノーザントラストカンパニー エイブレイフシー・リ・ユース タックス・エグゼンプテド ペニション・ファンズ	3,786	4.50
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	3,578	4.25
株式会社Kホールディングス	2,800	3.33
ノーザントラストカンパニー (エイブレイフシー) アカウント・ノントリーティー	2,277	2.70
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	2,233	2.65
株式会社リブフィールド	2,000	2.37
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (リテール信託口820079252)	1,800	2.14

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
 2. 持株数は千株未満を、また、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

3. シルチエスター・インターナショナル・インベスターーズ・エルエルピーから、金融商品取引法第27条の25第1項に基づき、以下表のとおりに変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社としては平成28年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

変更報告書No.	提出日	保有株式数 (千株)	保有割合 (%)
No.12	平成26年04月17日	9,895	10.65
No.13	平成26年06月13日	10,544	11.72
No.14	平成26年06月27日	11,527	12.82
No.15	平成26年07月22日	12,506	13.90
No.16	平成26年08月07日	13,501	15.01
No.17	平成26年08月27日	14,451	16.07
No.18	平成26年11月19日	15,351	17.07

※保有割合は、発行済株式総数を分母に算出しております。

※保有株式数は千株未満を切り捨てて表示し、また、保有割合は小数点第3位以下を、四捨五入で表示しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

a. 自己株式の取得、処分等および保有 (単位：株)

前事業年度末における 保有自己株式	3,404,570 …①
単元未満株式の 買取による取得	926 …② (取得価額の総額 1,912千円)
取得 会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156 条の規定に基づく自己株式の取得	2,500,000 …③ (取得価額の総額5,247,060千円)
消却 会社法第178条の規定に に基づく自己株式の消却	3,000,000 …④ (処分価額の総額4,987,500千円)
当事業年度末における 保有自己株式	2,905,496 (①+②+③-④)

b. 主要株主について

前記のとおり、平成26年4月17日付で、シルチエスター・インターナショナル・インベスターーズ・エルエルピーより大量保有報告書の【変更報告書No.12】が関東財務局に提出されたため、当該報告書に基づき、同社が当社の主要株主となり、株主名簿上の確認はできないものの同社が実質的に大株主順位1位となったことで、当社の主要株主である筆頭株主に異動があった旨の適時開示を行っております。また、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、当社の主要株主の異動に係る臨時報告書を提出しております。

⑥新株予約権等に関する事項

該当ありません。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況ならびに重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	兼職の内容	兼職先と当社の関係
代表取締役	湧田 節夫	社長執行役員	—	—
取締役	森本 弘徳	副社長執行役員 経営管理統括	—	—
取締役	小林 喜夫巳	副社長執行役員 オートバックスチェン本部長	—	—
取締役	松村 晃行	専務執行役員 海外・新規事業統括	—	—
取締役	住野 耕三	常務執行役員 商品統括 兼 カー用品担当 兼 商品開発担当	—	—
取締役	島崎 憲明	BNPパリバ証券株式会社 経営諮問委員会	委員	なし
		日本証券業協会	公益理事 自主規制会議 議長	なし
取締役	島崎 憲明	IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス	アドバイザー	なし
		日本公認会計士協会	顧問	なし
		SBIホールディングス株式会社 経営諮問委員会	委員	なし
		一般社団法人 XBRL Japan	会長	なし
		株式会社UKCホールディングス	社外取締役	なし
取締役	小田村 初男	株式会社タイトー	顧問	なし
取締役	高山 与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社	マネージング・ディレクター 取締役	なし
		特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	理事	なし
		金融庁・株式会社東京証券取引所 スチュワードシップ・コードおよび コーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議	委員	なし
		ボーダルーム・レビュー・ジャパン株式会社 代表取締役		なし

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	兼職の内容	兼職先と当社の関係
常勤監査役	経森 康弘	—	—	—
監査役	池永 朝昭	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	パートナー弁護士	なし
		ムーディーズ・ジャパン株式会社	独立監督委員	なし
		ムーディーズ S F ジャパン株式会社	独立監督委員	なし
監査役	清原 敏樹	—	—	—
監査役	坂倉 裕司	リレーションズJAPAN株式会社 株式会社フルキャストホールディングス	代表取締役 社外監査役	なし なし

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
平成27年6月24日開催の第68期定時株主総会において、新たに高山与志子氏は取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 退任
平成27年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、田村達也氏は取締役を、任期満了で退任いたしました。
2. 取締役のうち島崎憲明、小田村初男および高山与志子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち池永朝昭、清原敏樹および坂倉裕司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役のうち島崎憲明、小田村初男および高山与志子、また監査役のうち池永朝昭、清原敏樹および坂倉裕司の計6氏は、株式会社東京証券取引所に届出を行った独立役員であります。
5. 監査役に、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が2名おります。監査役経森康弘氏は、当社において、取締役として経営に参画し、経理・財務統括執行役員を担当いたしました。また、社外監査役坂倉裕司氏は、総合商社において長年にわたる国際金融や資本市場を中心とした財務業務の経験を有しております。
6. 取締役の高山与志子氏は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの理事を兼職しておりますが、当社は、当該法人が主催するガバナンス等に関する各種セミナーやイベントに参加することにより当社のガバナンスの推進・強化を図るため、当該法人の賛助会員として、年会費を支払っております。当期において同法人に支払った年会費は、当社の「社外役員の独立性要件」(25頁ご参照)に定める「取引の対価の支払額または受取額が、当社あるいは相手先の連結売上高の2%未満」の基準を満たしております。
7. 森本弘徳氏は、平成28年4月1日付で、取締役副社長執行役員経営管理統括から取締役副社長執行役員に就任しております。
8. 小林喜夫氏は、平成28年4月1日付で、取締役副社長執行役員オートバックスチェン本部長から代表取締役副社長執行役員オートバックスチェン本部長に就任しております。
9. 松村晃行氏は、平成28年4月1日付で、取締役専務執行役員海外・新規事業統括から取締役専務執行役員東日本営業統括部長に就任しております。
10. 住野耕三氏は、平成28年4月1日付で、取締役常務執行役員商品統括兼カーアイテム担当兼商品開発担当から取締役常務執行役員に就任しております。
11. 社外監査役の坂倉裕司氏は、平成28年3月25日付で、株式会社フルキャストホールディングス社外監査役を退任しております。

②取締役および監査役の取締役会および監査役会の出欠状況

区分	氏名	取締役会			監査役会		
		定例 (12回)	臨時 (5回)	出席率 (%)	定例 (12回)	臨時 (4回)	出席率 (%)
	湧田 節夫	12回	5回	100.0			
	森本 弘徳	12回	5回	100.0			
	小林 喜夫巳	12回	5回	100.0			
取締役	松村 晃行	12回	5回	100.0			
	住野 耕三	12回	5回	100.0			
	島崎 憲明※	12回	5回	100.0			
	小田村 初男※	12回	5回	100.0			
	高山 与志子※	10回	3回	100.0			
	経森 康弘	12回	5回	100.0	12回	4回	100.0
監査役	池永 朝昭※	12回	5回	100.0	12回	4回	100.0
	清原 敏樹※	12回	5回	100.0	12回	4回	100.0
	坂倉 裕司※	12回	5回	100.0	12回	4回	100.0

- (注) 1. 社外取締役の高山与志子氏は、平成27年6月24日就任のため、6月23日以前開催のものは除いております。出席すべき定例取締役会は10回、臨時取締役会は3回となります。
2. 社外役員につきましては、氏名の右に※を付記しております。

③取締役および監査役の報酬等

a. 取締役報酬等

イ. 取締役報酬の方針

「フランチャイズシステムからなるオートバックスグループの企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を、オートバックスセブンの取締役として確保する」ことを、取締役報酬決定に関する基本方針とします。

ロ. 報酬水準

報酬水準は、第三者機関による役員報酬に関する調査データを参考とし、また、業界における当

社のポジション、目標達成の難易度および役位ごとの役割等を勘案して設定します。

ハ. 報酬の構成と基本的な考え方

当社の取締役、執行役員に対する報酬は、基本報酬である固定報酬と、数値目標に対する達成度や株価の変動等、複数の評価指標によって変動する業績連動報酬により構成します。

業績連動報酬は、単年度計画に対する結果に応じて支払う単年度業績連動報酬と中期経営計画に対する結果に応じて支払う中期業績連動報酬から構成し、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、執行役員としての役位が上位のものほど高くなるよう設計します。

なお、業績連動報酬は、あらかじめ役位別に設定した業績連動報酬基準額の0～180%の幅で変動し、目標達成度が100%の場合における総報酬に占める業績連動報酬の割合は、代表取締役社長執行役員で40%を超えるように設計します。

ただし、業績連動報酬の性質上、業務執行から独立した立場である社外取締役は、業績連動報酬の支給対象とせず、固定報酬のみとします。

二. 報酬決定のプロセス

当社の取締役・執行役員報酬制度および報酬額は、社外取締役を委員長とし社外取締役を中心とした委員にて構成されるガバナンス委員会の諮問を経ることで、客観性・透明性を確保します。

b. 監査役報酬等

当社の監査役に対する報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、監査役報酬は、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立した立場であることを考慮し、固定報酬のみとしております。

c. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	固定報酬		業績連動報酬		報酬等 の総額 (百万円)
	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	支給 人員 (名)	見込額 (百万円)	
取締役	9	256	—	—	256
うち 社外取締役	4	36	—	—	36
監査役	4	58	—	—	58
うち 社外監査役	3	33	—	—	33
合計	13	314	—	—	314

- (注) 1. 取締役報酬限度額：年額480百万円
(平成18年6月28日定時株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額：年額120百万円
(平成18年6月28日定時株主総会決議)
3. 上記には、平成27年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

④責任限定契約の内容の概要

イ. 当社は、社外取締役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の合計金額となります。

- a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
- b) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

ロ. 当社は、監査役4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める下記a)およびb)の合計金額となります。

- a) その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
- b) 当社の新株予約権（会社法第2条第21号）を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として、会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

⑤社外役員に関する事項

a. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
	島崎 憲明	会計、税務、財務に関する高い見識と、経営者としての幅広くかつ豊富な経験に基づき、執行部門に対して積極的な助言を行うとともに、適時、適切な発言を行うことにより当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、筆頭独立社外取締役およびガバナンス委員会の委員を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
取締役	小田村 初男	反社会的勢力の排除を含むリスクマネジメントや危機管理ならびに道路交通関連などに関する豊富な経験や見識に基づき、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員長を務め、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	高山 与志子	コーポレート・ガバナンスやインベスター・リレーションズなどに関する豊富な経験と高い見識に基づき、適時、適切な発言を行うなど、当社の経営の監督機能を十分に担っております。 また、ガバナンス委員会の委員を務め、コーポレートガバナンス・コードへの対応に対する助言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスの推進および強化に貢献しております。
	池永 朝昭	法律の専門家として高い見識と豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
監査役	清原 敏樹	企画、財務、会計の多角的視点と経営者としての豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。
	坂倉 裕司	財務、金融、会計に関する高い見識と経営者としての豊富な経験に基づき、独立の立場から経営を監視し、必要に応じて執行側へ説明を求め、適時、適切な発言を行うなど、監査機能を十分に担っております。

b. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当ありません。

c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当ありません。

(3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	80
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。
 3. 当社の子会社であるオートバックスフランスS.A.S.は、デロイトアンドアソシエの監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対してIFRS（国際財務報告基準）対応等のための助言・指導についての対価を支払っております。

④会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査実績の分析・評価、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤会計監査人の解任または不再任の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

③ 会社の体制および方針

(1) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、株式会社東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」について、当社の経営の透明性・公正性を担保しつつ、迅速・果断な経営判断を下すために取り組むべき重要な課題と認識しており、持続的な利益成長と適切な企業統治の両輪により、中長期的に企業価値を向上させることを目指し、継続して取り組んでまいります。

なお、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則のうち、当社の主な取り組みは以下のとおりです。

① 基本原則1 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の皆様の平等性を確保するため、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、当社ホームページへの英文の招集通知の掲載を行うなど、株主様の利便性向上に努めるほか、招集通知の早期発送、株主総会集中日開催の回避など、株主様の権利行使の環境整備にも努めています。

また、当社は、経営の最重要指標としてROEを掲げ、株主価値のさらなる向上に努めるとともに、その状況や取り組みについては、当社ホームページへの掲載やアナリスト・機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会などにより説明を行っています。

② 基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社の社会へのかかわりや、果たすべき役割と責任を示す指針として経営理念を策定し、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、あらゆる企業活動の実践において、すべてのステークホルダーの方々と信頼関係を深めながらともに成長していくことを目指して、行動規範・行動指針を定め、当社ホームページにて開示しております。

更に、当社グループでは、グループ内における相互監視機能、役員および従業員のコンプライアンスへの意識向上を図るとともに、行動規範・行動指針から外れた行

動を早期発見するために、情報提供者の秘匿と不利益取り扱いの禁止に関する社内規程を整備したうえで、グループ内通報制度を導入しております。

また、当社は、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画と、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画等を策定し、その実行により、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めています。

③ 基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、経営の透明性を高め、株主、投資家の皆様に正しく評価・理解していただくため、適時開示方針や情報開示に関する行動規範、情報開示に関するルールを定めるなど適時開示体制を整備し、正確な企業情報の適時・適切な開示に努めています。また、当社ホームページをはじめ様々な媒体を通じて、決算に限らず月次売上などの財務情報のほか、経営理念や経営計画、CSRやコーポレート・ガバナンスに関する情報、店舗や商品などの事業に関する情報など、株主の皆様にとって有用性の高い情報を幅広く積極的に開示するよう努めています。

また、外部会計監査人による適正な監査を確保するためには、代表取締役や内部監査部門、監査役などとの間で定期的な情報交換、コミュニケーションを図っております。

④ 基本原則4 取締役会等の責務

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすために、知識・経験・能力のバランスを重視し、当社事業に精通した社内役員と、女性1名を含む多様な経歴を持つ社外役員によって構成しております。

また、当社は、社外役員の選任にあたっては、独立性を有することを最も重要な要件としており、独自の独立性要件を定め、社外役員6名（社外取締役3名、社外監査役3名）全員を独立役員としております。そのような構成のもと、当事業年度におきましては、取締役会の評価を実施し監督機能を適切に果たしているかを検証するとともに、評価結果に基づき改善に取り組んでおります。

また、当社のコーポレート・ガバナンス全般に関する取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会において、役員報酬に関する方針を定め、中期業績とも連動した役

員報酬の設計を行うほか、取締役候補者および役付執行役員候補者の指名に関して適切な検討を行っております。

監査役は独立した立場において、社内の重要会議にも積極的に出席し、取締役会において経営陣に対して客観的かつ適切な意見を述べております。

なお、当事業年度におきましては、筆頭独立社外取締役を設置するとともに、当該取締役を議長とした独立社外役員連絡会を開催し、社外取締役および社外監査役の相互の情報共有とコミュニケーションを強化しております。

⑤基本原則5 株主との対話

当社は、IRの専任部署およびIRの担当役員を設置し、株主、投資家の皆様との対話に努め、ホームページなどを通じた情報開示や決算説明会、アナリスト・機関投資家との個別面談、海外IRなど、株主、投資家の皆様との建設的な対話全般に関する活動を積極的に行っております。

IR活動については、代表取締役社長執行役員を中心となり実施するとともに、他の取締役、執行役員についても積極的に参加しております。また、それらのIR活動の結果については、取締役会において都度共有するだけではなく、専任部署からレポートを発信するなど、取締役、監査役をはじめ執行役員にも適時、適切なフィードバックを実施しております。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、業務の有効性および効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守ならびに資産の保全を目的として、改正会社法第362条第5項および同法同条第4項第6号ならびに改正会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を平成27年3月27日開催の取締役会の決議により定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- 2) 取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とするガバナンス委員会を設置し、取締役、役付執行役員の指名および報酬ならびにその他ガバナンスに関する事項について諮問することで、意思決定プロセスの透明性、客觀性を高める。
- 3) 役員および従業員は、「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- 4) コンプライアンスに係る規程を定め、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下にコンプライアンス担当部門を設け、コンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
- 5) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、隨時、教育や啓発を行う。
- 6) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる「オレンジホットライン」(グループ内通報制度)を設置する。
- 7) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 8) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
- 9) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における、被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- 2) 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- 3) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、リスクマネジメント委員長である代表取締役社長執行役員が「危機対応本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- 4) 監査役および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- 2) 取締役会は、執行役員の合意形成の場として「経営会議」を設置する。経営会議は、取締役会付議事項に係る事前審議等を行い、取締役会に対して、事前審議結果を含む、意思決定に十分な情報を提供する。
- 3) 取締役会は中期経営計画および年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- 4) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- 5) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。
また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報

告するため、月一回開催する取締役会または経営会議に当社執行役員または従業員が参加することを求める。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかる課題・対応策を審議する。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるなどを確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定する。
- ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は子会社に、その役員および従業員が「オートバックスセブングループ行動規範と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。

・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。

・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。

・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したオレンジホットラインを利用する体制を構築させる。

5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
- ・当社の監査役および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社では、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

⑦前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

⑨次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制
 - ・取締役および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要な都度、遅滞なく報告する。
 - ・取締役、執行役員および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- 2) 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ・子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはオレンジホットラインに通報する。
 - ・当社内部監査部、法務部、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ・オレンジホットラインの担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置

をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- 2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

- 3) 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- 4) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

当社は、取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制担当部門を中心に、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当事業年度において、経営戦略、財務、コーポレート・ガバナンス等に関する幅広い経験と見識を有する社外役員が就任し各分野の強化に貢献いたしました。(41頁、「社外役員に関する事項」参照)
 - b) 当事業年度において、ガバナンス委員会を10回開催し、取締役・執行役員の報酬制度等について検討いたしました。また、社外取締役全員が、取締役候補者・執行役員候補者のインタビューを実施する等の活動を行いました。さらに、社外取締役およびガバナンス委員会のオブザーバーである社外監査役は、独立社外役員連絡会を1回開催し、意見交換を行いました。
 - c) 「オートバックスセブングループ行動規範・行動指針」を定め、役員、従業員に対して定期的にアンケートを行うことで周知・徹底するように努めました。
 - d) グループ内通報制度である「オレンジホット

ライン」窓口を運用し、当社グループ内だけでなく加盟法人を含めたチェン全体を範囲とし、社外の通報窓口を通じて内部通報を受け付けました。

- e) 内部監査部は、業務の適正性および有効性、財務報告の信頼性について監査を行いました。
- f) 「危機管理規程」(重大事案報告ルール)に基づき、総務(内部統制管理機能)担当執行役員は、取締役会で重大事案に関して、その発生の状況等について報告するとともに、監査役会その他関係部署とも情報共有を行いました。なお、重大事案報告案件で特にチェン全体で取り組みが必要な事項については、適宜注意を喚起し、チェン全体に対して対応を呼びかけました。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a) 取締役会、経営会議、その他の重要な会議における意思決定に係る情報について、IT技術を利用し、閲覧権限を個別に設定するなどのセキュリティを確保したうえで検索が可能な状態を維持しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) リスクマネジメント委員会は年次で設定されたリスク課題について、その実行状況をモニタリングしました。また、総務部(内部統制管理機能)、法務部、内部監査部、お客様相談部が統合リスクマネジメント事務局協議会を月次で開催し、リスクマネジメント委員会によるリスクのモニタリングと年次課題の実行状況の把握を補佐しました。

- b) 大規模な災害等の重大な危機が発生した場合は「危機管理規程」および「BCP（事業継続計画）マニュアル」に基づき危機対応本部を立ち上げ、迅速な対応を軸る体制を確保しております。また、定期的に危機対応本部設置の訓練を実施しており、当事業年度は2回の訓練を実施いたしました。
- c) インサイダー取引規制に関する勉強会開催と教育プログラムを当事業年度において1回実施いたしました。
- d) 危機管理のスキルアップのため、当社の経営層を対象に危機管理セミナーを当事業年度において1回実施いたしました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 当事業年度において取締役会を17回開催し、重要な事項について審議、決定いたしました。また、各分野を担当する取締役から中期経営計画、年度経営計画に基づき業務執行について報告を受けました。（「中期経営計画」の進捗状況は31頁を、取締役会の開催および取締役の出欠状況は39頁参照）
- b) 当事業年度において社内取締役のほか、執行役員、社外取締役および監査役全員が参加する経営会議を7回開催し、取締役会付議事項について、事業収益性およびリスク等について検討を行い、取締役会付議事項に関して取締役会が十分な情報に基づいて判断ができるように事前審議を行いました。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a) 内部監査部は、当社グループの業務の適正性

および有効性について監査を行い、また、財務報告の信頼性にかかる内部統制の評価を行いました。総務部（内部統制管理機能、子会社管理機能）においては、総務部員が子会社の監査役に就任し、子会社の業務執行の適正性、経理財務状況についての監査を行いました。また、係る各活動について、内部監査部、総務部は月次で当社の監査役会に報告いたしました。

- b) 国内店舗子会社については取締役会非設置会社に移行したことから、子会社監査役が対象子会社の会議等に定期的に出席し、ガバナンスの維持・強化に努めました。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査役を補助する組織として監査役室を設置し、独立性を有する専任の従業員を複数名おり、監査役監査のサポートを行っております。
- b) 監査役会では監査事項について検討・審議したほか、社長執行役員、副社長執行役員、各事業部門の担当執行役員や、業務監査の過程で発見された事項について関連部門から状況をヒアリングし、改善すべき事項についてアドバイスをいたしました。また、監査役全員が経営会議、取締役会、リスクマネジメント委員会に出席し、適時、質問し、または意見を述べました。子会社監査については海外子会社を含む8社について実施いたしました。また、社外監査役はすべてのガバナンス委員会にオブザーバーとして出席し、適時意見を述べました。さらに、監査役会は会計監査人と月次で情報交換会を行い、また内部監査部

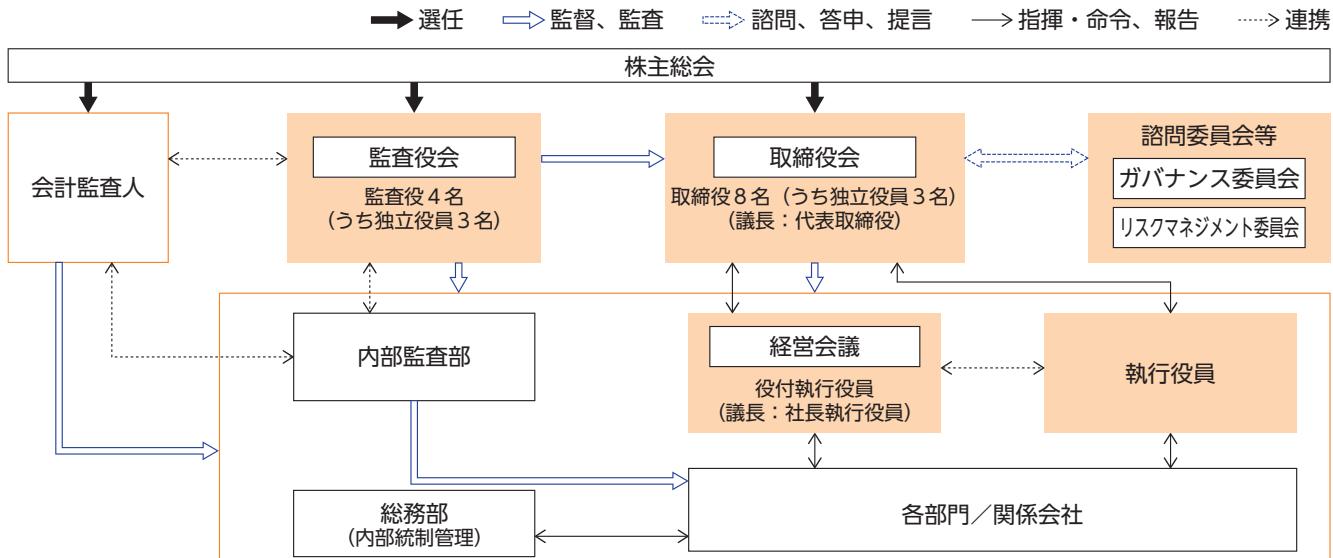
および総務部（内部統制管理機能、子会社管理機能）から月次で当社グループ内部統制の状況について報告を受けました。（監査役会の開催および監査役の出欠状況は39頁参照）

- c) 監査役は当事業年度において子会社監査役とのミーティングを1回開催し、子会社の監査および内部統制の状況について情報・意見交換を行い監査役の監査が実効的に行われるよう努めました。

なお、内部統制システムの構築および運用状況については、適宜、取締役会に報告され、また監査役および内部監査部門は、業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的に監査とともに、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

経営・業務執行体制

(平成28年4月1日現在)



【ガバナンス委員会】

- 委 員 長：社外取締役（独立役員）
- 委 員：社外取締役（独立役員）2名 および代表取締役
- オブザーバー：社外監査役（独立役員）3名
- 役 割：取締役会に対する次の事項に関する答申または提言
 - ・役員および役付執行役員候補者
 - ・取締役および執行役員の報酬体系
 - ・ガバナンスに関わるその他の事項

【リスクマネジメント委員会】

- 委 員 長：代表取締役社長執行役員
- 委 員：取締役兼務執行役員
人事・総務・法務担当執行役員
- オブザーバー：社外取締役（独立役員）3名
全監査役
- 役 割：リスクマネジメントの円滑、適正な推進

(3) 会社支配に関する方針

当社は、平成22年3月25日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」につき、以下のとおり、決定しております。

当社は、昭和49年にオートバックス第1号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店および当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカラーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカラーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートバックス」とお客様からの支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェーンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンスおよびIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

したがいまして、当社の財務および事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならないと確信しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置づけ、持続的な利益成長による企業価値の向上に努めております。当社の利益配分の考え方は、事業継続に必要な手元資金を確保しつつ、連結株主資本配当率(DOE)3%以上を維持し、経営環境、財務の安定性および収益の状況を総合的に勘案した利益還元を基本方針としております。

期末配当につきましては、当初予定通りの1株当たり30円を実施する予定であります。その結果、年間配当につきましては60円となる予定であります。なお、連結株主資本配当率(DOE)は3.8%となります。

④ 直近3連結会計年度における配当と自己株式の取得の実施状況

※第69期定期株主総会における剰余金の処分の件に係る議案が可決されることを想定した数値

	第67期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第68期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第69期(予定) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
1株当たり 配当金(年間)	64円	60円	60円
配当金総額 (年間)	5,763百万円	5,192百万円	5,042百万円
連結配当性向	59.4%	113.6%	116.3%
自己株式の 取得額	4,592百万円	5,051百万円	5,247百万円
総還元性向	105.8%	222.2%	235.4%

第69期 連結計算書類 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	107,655	流动負債	35,482
現金及び預金	37,052	支払手形及び買掛金	13,835
受取手形及び売掛金	19,655	短期借入金	2,432
リース投資資産	9,729	リース債務	214
商品	17,213	未 払 金	11,219
繰延税金資産	2,320	未 払 法 人 税 等	1,885
短期貸付金	70	ポイント引当金	532
未収入金	19,039	事業再構築引当金	76
その他の	2,686	そ の 他	5,285
貸倒引当金	△ 112	固 定 負 債	13,224
固定資産	72,799	長 期 借 入 金	2,343
有形固定資産	42,265	リース債務	1,307
建物及び構築物	14,169	繰延税金負債	109
機械装置及び運搬具	1,116	役員退職慰労引当金	87
工具、器具及び備品	2,454	退職給付に係る負債	121
土地	22,449	資産除去債務	2,269
リース資産	405	そ の 他	6,985
建設仮勘定	1,669	負債合計	48,707
(純資産の部)			
無形固定資産	5,904	株主資本	129,447
のれん	852	資本金	33,998
ソフトウエア	4,312	資本剰余金	34,299
その他の	740	利益剰余金	67,125
投資その他の資産	24,628	自己株式	△ 5,976
投資有価証券	5,831	その他の包括利益累計額	2,008
長期貸付金	209	その他有価証券評価差額金	1,491
繰延税金資産	1,102	為替換算調整勘定	516
差入保証金	16,198	非支配株主持分	292
その他の	1,576	純資産合計	131,747
貸倒引当金	△ 290	負債・純資産合計	180,454
資産合計	180,454		

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	208,142
売 上 原 価	141,174
売 上 総 利 益	66,968
販売費及び一般管理費	60,266
營 業 利 益	6,701
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	76
受 取 配 当 金	83
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	27
受 取 手 数 料	340
情 報 機 器 貸 貸 料	1,062
受 取 保 険 金	158
そ の 他	1,540
	3,286
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	44
情 報 機 器 貸 貸 費 用	1,113
固 定 資 産 除 却 損	204
そ の 他	845
	2,207
經 常 利 益	7,780
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	363
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	122
減 損 損 失	463
	585
税金等調整前当期純利益	7,558
法人税、住民税及び事業税	
法 人 税 等 調 整 額	3,351
当 期 純 利 益	△ 144
非支配株主に帰属する当期純損失	3,206
親会社株主に帰属する当期純利益	20
	4,371

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,998	34,278	72,859	△ 5,699	135,436
当期変動額					
剰余金の配当			△ 5,117		△ 5,117
親会社株主に帰属する当期純利益			4,371		4,371
自己株式の取得				△ 5,264	△ 5,264
自己株式の消却			△ 4,987	4,987	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		21			21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	21	△ 5,733	△ 277	△ 5,989
当期末残高	33,998	34,299	67,125	△ 5,976	129,447

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,224	676	2,901	215	138,553
当期変動額					
剰余金の配当					△ 5,117
親会社株主に帰属する当期純利益					4,371
自己株式の取得					△ 5,264
自己株式の消却					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 733	△ 159	△ 893	76	△ 816
当期変動額合計	△ 733	△ 159	△ 893	76	△ 6,806
当期末残高	1,491	516	2,008	292	131,747

退職金制度を見直し、一部を除き平成17年4月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社の一部は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建買掛金

③ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係る将来の為替相場の変動リスクを回避する目的で、外貨建買掛金の残高および予定取引高の範囲内でヘッジする方針であり、有効性の評価を行い、経理部門においてチェックする体制をとっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な期間に基づく定額法により償却を行っております。

(9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	24百万円
土地	242百万円
計	267百万円
担保に係る債務	
買掛金	68百万円
短期借入金	407百万円
長期借入金	151百万円
計	627百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

41,157百万円

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
オートバックス常陸大宮店 (茨城県常陸大宮市)	店舗	建物等、その他	114
オートバックス春日フォレストシティ (福岡県春日市)	店舗	建物等、その他	94
オートバックス長崎空港店 (長崎県大村市)	店舗	建物等、その他	71
オートバックス秋田由利本荘店 (秋田県由利本荘市)	店舗	建物等、その他	63
オートバックススタイヤ・車検館松森店 (仙台市泉区)	店舗	建物等、その他	59
オートバックススーパー高萩店 (茨城県高萩市)	店舗	建物等、その他	23
スーパー・オートバックス盛岡南 (岩手県盛岡市)	店舗	建物等、その他	20
ASM YOKOHAMA (横浜市中区)	店舗	建物等、その他	15

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落し、営業損益が継続してマイナス、又は当初予定していた収益が見込めなくなつた店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとなつた資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として463百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等384百万円およびその他78百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

店舗の正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しており、使用価値の算定にあたつての割引率は、加重平均資本コスト（WACC）6.78%を使用しております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 86,950,105株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,596	30	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	2,521	30	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日定時株主総会	普通株式	2,521	利益剰余金	30	平成28年3月31日	平成28年6月22日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要に応じて主に銀行借入によって資金を調達しております。また、一時的な待機資金は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に上場株式を含むその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期貸付金および長期貸付金はフランチャイズチェン加盟法人に対するものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

当社グループの店舗建物は、ほとんどが独自の仕様であり、貸主より賃借し、フランチャイズチェン加盟法人へ転貸しております。差入保証金の主なものは、当該契約に基づき貸主に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

リース投資資産の主なものは、上記店舗建物のうち、当社が所有する資産をフランチャイズチェン加盟法人へリースしているものであり、当該法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および貸付金について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、為替や金利等の変動リスクについては金額的重要性が軽微であるため、記載を省略しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、そのほとんどがグループファイナンス制度によって当社から資金調達を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,052	37,052	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	19,655 △ 112		
	19,543	19,543	—
(3) リース投資資産 ※2	9,622	11,383	1,761
(4) 短期貸付金	70	68	△ 2
(5) 未収入金	19,039	19,039	—
(6) 投資有価証券	5,035	4,402	△ 632
(7) 長期貸付金	209	231	22
(8) 差入保証金	16,198	16,052	△ 145
資産計	106,772	107,775	1,002
(1) 支払手形及び買掛金	13,835	13,835	—
(2) 短期借入金 ※3	2,432	2,446	14
(3) リース債務（流動負債）	214	258	43
(4) 未払金	11,219	11,219	—
(5) 未払法人税等	1,885	1,885	—
(6) 長期借入金	2,343	2,325	△ 17
(7) リース債務（固定負債）	1,307	1,444	136
負債計	33,238	33,416	177

※1. 債権に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

※2. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額107百万円であります。

※3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) リース投資資産、(4) 短期貸付金、(7) 長期貸付金、(8) 差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、
(6) 長期借入金、(7) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様的新規借入またはリース取を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	795

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」に含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 1,564円86銭
- 1株当たり当期純利益 51円60銭

〔重要な後発事象〕

自己株式消却の決議

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- 消却する株式の種類 当社普通株式
- 消却する株式の総数 2,900,000株
- 消却予定日 平成28年5月31日

〔その他〕

当社が加入する「大阪自動車整備厚生年金基金」は、平成27年4月13日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議いたしました。また、平成27年4月22日に厚生労働大臣への解散申請手続きを行い、平成27年5月28日付で認可を受けました。

なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

第69期 計算書類 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,513	流動負債	21,272
現金及び預金	33,572	買掛金	12,037
売掛金	10,682	短期借入債	850
リース投資資産	13,132	未払一時金	261
商品	6,533	未払費用	2,859
前払費用	1,068	未払法人税等	907
繰延税金資産	1,071	預り金	1,729
短期貸付金	7,170	前受収益	1,671
未収入金	8,203	ポイント引当金	801
その他の	1,280	事業再構築引当金	39
貸倒引当金	△ 203	その他の	73
△ 82,510		固定負債	40
固定資産		△ 11,465	
有形固定資産	34,284	長期借入金	1,800
建物	7,991	リース債務	1,367
構築物	1,049	預り保証金	7,145
機械及び装置	583	資産除去債務	1,075
車両運搬具	118	その他の	77
工具、器具及び備品	699	△ 負債合計	32,737
土地	22,219	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,622	株主資本	130,813
無形固定資産	4,648	資本金	33,998
借地権	641	資本剰余金	34,278
ソフトウエア	3,994	資本準備金	34,278
その他の	13	利益剰余金	68,458
投資その他の資産	43,576	利益準備金	1,296
投資有価証券	4,103	その他利益剰余金	67,161
関係会社株式	10,797	事業拡張積立金	665
長期貸付金	65	資産圧縮積立金	797
関係会社長期貸付金	11,266	特別償却準備金	129
長期前払費用	807	別途積立金	56,350
繰延税金資産	694	繰越利益剰余金	9,219
差入保証金	15,531	△ 自己株式	5,921
その他の	575	評価・換算差額等	1,472
貸倒引当金	△ 265	その他有価証券評価差額金	1,472
資産合計	165,023	△ 純資産合計	132,286
		負債・純資産合計	165,023

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	158,288
売 上 原 価	125,717
売 上 総 利 益	32,570
販売費及び一般管理費	25,495
營 業 利 益	7,074
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	169
受 取 配 当 金	458
受 取 手 数 料	115
情 報 機 器 賃 貸 料	1,539
受 取 保 險 金	95
そ の 他	406
	2,786
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	20
情 報 機 器 賃 貸 費 用	1,707
そ の 他	567
	2,295
経 常 利 益	7,565
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	363
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	122
減 損 損 失	387
関 係 会 社 株 式 評 価 損	853
税 引 前 当 期 純 利 益	1,363
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,565
法 人 税 等 調 整 額	3,084
△ 当 期 純 利 益	492
	2,591
	3,973

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利益剰余金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計			事 業 拡 張 積 立 金	資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	780	151	66,350	5,345	74,589
当 期 变 動 額										
剩 余 金 の 配 当									△ 5,117	△ 5,117
当 期 純 利 益									3,973	3,973
資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立						17			△ 17	—
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△ 0			0	—
特 別 償 却 準 備 金 の 積 立							2		△ 2	—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△ 25			25	—
別 途 積 立 金 の 取 崩								△ 10,000	10,000	—
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 消 却									△ 4,987	△ 4,987
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 動 額 (純額)										
当 期 变 動 額 合 计	—	—	—	—	—	17	△ 22	△ 10,000	3,874	△ 6,131
当 期 末 残 高	33,998	34,278	34,278	1,296	665	797	129	56,350	9,219	68,458

	株主資本		評価・換算差額等		純資產 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 5,660	137,206	2,202	2,202	139,408
当 期 变 勤 額					
剩 余 金 の 配 当		△ 5,117			△ 5,117
当 期 純 利 益		3,973			3,973
資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		—			—
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
特 別 償 却 準 備 金 の 積 立		—			—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—			—
別 途 積 立 金 の 取 崩		—			—
自 己 株 式 の 取 得	△ 5,248	△ 5,248			△ 5,248
自 己 株 式 の 消 却	4,987	—			—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 变 勤 額 (純額)			△ 729	△ 729	△ 729
当 期 变 勤 額 合 计	△ 261	△ 6,392	△ 729	△ 729	△ 7,122
当 期 末 残 高	△ 5,921	130,813	1,472	1,472	132,286

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①カー用品等

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②車両

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

①店舗用建物及び構築物

当社が独自に見積もった経済耐用年数によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている賃借地上の建物及び構築物については、当該契約年数を耐用年数としております。

建物 3~20年

構築物 3~20年

②上記以外のもの

建物 3~45年

構築物 3~30年

機械及び装置 5~15年

工具、器具及び備品 2~20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法については、

従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、「2014中期経営計画」の初年度において、当社グループを取り巻く環境の変化に伴う出店形態の変更やロジスティクスセンターの改修等を契機として、今後の有形固定資産の使用実態を見直した結果、その投資効果が長期にわたり安定的に実現すると見込まれることから、減価償却の方法を定額法にすることにより、取得原価を使用期間に均等配分することで期間損益計算をより適正に行うことができる判断したものです。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、売上総利益は369百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ656百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の借手としてのリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、当事業年度末において顧客に付与したポイントのうち将来利用される見込まれる額を計上しております。

(3) 事業再構築引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、投資金額および債権金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従つており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額

20,233百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	16,741百万円
(2) 短期金銭債務	2,897百万円
(3) 長期金銭債務	1,325百万円

3. 貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	25,450百万円
貸出実行残高	13,862百万円
差引額	11,587百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	57,761百万円
仕入高	8,415百万円
その他の営業取引	1,946百万円

(2) 営業取引以外の取引高

1,756百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
オートバックス常陸大宮店 (茨城県常陸大宮市)	店 舗	建物等 その他	112
オートバックス長崎空港店 (長崎県大村市)	店 舗	建物等 その他	69
オートバックス秋田由利本荘店 (秋田県由利本荘市)	店 舗	建物等 その他	62
オートバックススタイル・車検館松森店 (仙台市泉区)	店 舗	建物等 その他	58
オートバックス春日フォレストシティ (福岡県春日市)	店 舗	建物等 その他	46
オートバックススーパーモール高萩店 (茨城県高萩市)	店 舗	建物等 その他	22
ASM YOKOHAMA (横浜市中区)	店 舗	建物等 その他	15

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産および賃貸資産については当該資産単独で資産のグループ化をしております。

地価の下落により土地の時価が取得価額に比べて下落し、営業損益が継続してマイナス、又は当初予定していた収益が見込めなくなったりした店舗等において、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失の「減損損失」として387百万円計上しております。

減損損失の内訳は、建物等359百万円およびその他28百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。

店舗の正味売却価額については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、もしくは路線価等を基準に算定しており、使用価値の算定にあたっての割引率は、加重平均資本コスト(WACC) 6.78%を使用しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,905,496株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）

未払金否認	123
未払事業税	139
商品評価損否認	151
貸倒引当金損金算入限度超過額	62
商品仕入割戻配賦額否認	14
事業再構築引当金否認	22
リース原価損金算入限度超過額	472
その他	123
繰延税金資産合計	1,109
繰延税金負債（流動）	
その他	△ 38
繰延税金負債合計	△ 38
繰延税金資産の純額	1,071

繰延税金資産（固定）

減価償却費損金算入限度超過額	613
減損損失	1,438
関係会社株式評価損否認	3,825
投資有価証券評価損否認	84
貸倒引当金損金算入限度超過額	80
債権譲渡損失否認	973
資産除去債務否認	328
その他	300
繰延税金資産小計	7,644
評価性引当額	△ 5,792
繰延税金資産合計	1,852
繰延税金負債（固定）	
資産圧縮積立金	△ 349
特別償却準備金	△ 56
その他有価証券評価差額金	△ 646
その他	△ 105
繰延税金負債合計	△ 1,158
繰延税金資産の純額	694

〔法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正〕

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、104百万円減少し、法人税等調整額が136百万円、その他有価証券評価差額金が31百万円、それぞれ増加しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等 (単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容
子会社	(株)オートバックス フィナンシャル サービス	所有 直接 100%	資金の援助	資金貸付 (注)
		取引金額	科 目	期末残高
		11,669	短期貸付金	4,309
			関係会社 長期貸付金	8,430

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。
 2. 運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約（極度額19,000百万円）を締結しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 1,574円00銭
- 1株当たり当期純利益 46円88銭

〔重要な後発事象〕

自己株式消却の決議

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 2,900,000株
- (3) 消却予定日 平成28年5月31日

〔その他〕

当社が加入する「大阪自動車整備厚生年金基金」は、平成27年4月13日開催の代議員会において、基金解散認可申請を行うことを決議いたしました。また、平成27年4月22日に厚生労働大臣への解散申請手続きを行い、平成27年5月28日付で認可を受けました。

なお、同基金の解散に伴う費用は発生しない見込みであります。

第69期 監査報告書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 オートバックスセブン
取締役会御中

平成28年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 日下 靖規	(印)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宇治川 雄士	(印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を主として定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 オートバックスセブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下 靖規	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川 雄士	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートバックスセブンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社オートバックスセブン 監査役会

常勤監査役	経 森 康 弘 印
社外監査役	池 永 朝 昭 印
社外監査役	清 原 敏 樹 印
社外監査役	坂 倉 裕 司 印

以上

MEMO

MEMO

株主総会
会場案内図

東京都江東区東陽六丁目3番3号

ホテル イースト21東京
1階 イースト21ホール

- 「東陽町駅」1番出口より徒歩7分
- 「錦糸町駅」南口3番乗り場より都営バス（東22）で15分、「豊住橋」下車
- ホテル駐車場は、時間により満車となる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

